

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月六日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第四号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員)</p> <p>第二条 給与条例第十一条の二第二項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号、以下この条において「給与法」という。）第十一条の三第一項前段の地域との権衡上必要があると人事委員会が認める公署に在勤する職員についても、人事委員会の定めるところにより、地域手当を支給することができる。</p> <p>2 給与条例第十一条の二第三項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により国家公務員（給与法の適用を受ける者に限る。）又は他の地方公共団体の職員であつた者（以下「国家公務員等」という。）から引き続き給料表の適用を受ける職員となつたもの（かつて職員であつた者のうち、人事交流等により引き続き国家公務員等となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後引き続き再び職員となつた者を除く。）で人事委員会が認める職員とし、当該職員については任用の事情、採用の日の前日における勤務地等を考慮して、給与法第十一条の七の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、給与条例第十一条の二第二項各号に掲げる支給割合にかかわらず、人事委員会が認める支給割合とすることができる。</p>	<p>(権衡職員)</p> <p>第二条 給与条例第十一条の二第二項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項前段の地域との権衡上必要があると人事委員会が認める公署に在勤する職員についても、人事委員会の定めるところにより、地域手当を支給することができる。</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。